

1. 支給対象が拡大します

0歳～中学校修了までの子を
養育している方
(15歳到達後の最初の年度末まで)



0歳～**高校生年代**までの子を
養育している方
(18歳到達後の最初の年度末まで)

2. 所得制限が撤廃されます

所得制限

所得制限限度額、所得上限限度額あり

手当月額

3歳未満		月 15,000 円
3歳～ 小学校修了まで	第一子・第二子	月 10,000 円
	第三子以降	月 15,000 円
中学生		月 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月 5,000 円を支給。
※第三子以降の算定対象は 18 歳到達後の最初の年度末まで。



所得制限

所得制限なし

手当月額

3歳未満	第一子・第二子	月 15,000 円
	第三子以降	月 30,000 円
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第一子・第二子	月 10,000 円
	第三子以降	月 30,000 円

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。
※第三子以降の算定対象は 22 歳到達後の最初の年度末まで。

3. 偶数月(年6回)に支給されます

支給月

2月・6月・10月(年3回)

※各前月までの4か月分を支給



支給月

2月・4月・6月・8月・10月・12月(年6回)

※各前月までの2か月分を支給